河 川 敷 地 占 用 許 可 準 則 に 基 づ く 都市・地域再生等利用区域の指定について

河川敷地占用許可準則(以下「準則」という。)第二十二第1項及び同2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域(以下「都市・地域再生等利用区域」という。)を次のとおり指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針(以下、「都市・地域再生等占用方針」という。)及び当該施設の占用主体(以下、「都市・地域再生等占用主体」という。)を次のとおり定める。

令和元年9月2日

北海道開発局長

- 1 都市・地域再生等利用区域
 - 一級河川十勝川水系十勝川の河川区域内で別図に示す区域
- 2 都市·地域再生等占用方針
- (1)占用の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設(公園緑地)、これらと一体をなす売店・照明・音響施設等

(2)許可方針

占用許可を受けることができる施設は、スポーツや観光を通じた地域活性化及び交流人口増加に伴う河川空間の賑わいの創出を目的とした施設とする。

3 都市·地域再生等占用主体 帯広市長

別図

